

神 奈 川 県 保 育 賞 実 施 要 綱

第 1 目 的

神奈川県内の児童福祉施設に多年勤務する保育士で特に顕著な業績があつて保育士の模範として推奨するにたる者をほう賞し、その功労に報いるとともに、広く保育士の勤労意欲の高揚に資することを目的とする。

第 2 ほう賞の主体

神奈川県

第 3 ほう賞の対象者

神奈川県内の児童福祉施設に保育士として多年勤務し、その間おうせいな保育精神に徹し、職務上の業績が特に顕著である者

第 4 ほう賞委員会の設置

- (1) ほう賞すべき業績の審査及び被ほう賞者の選考を行うため、ほう賞委員会を置く。
- (2) ほう賞委員会は、知事が委嘱した委員 15 名以内をもって構成する。
- (3) ほう賞委員会を統括するため委員長を委員の互選により選出する。

第 5 被ほう賞者の決定

知事は、ほう賞委員会の答申に基づき被ほう賞者 10 名以内を決定する。

第 6 ほう賞の方法

ほう賞は、知事が保育章を授与することにより行う。

第 7 推せん者

第 3 に規定するほう賞の対象者に該当すると認められる保育士の推せんは、児童福祉施設の設置者又はその施設の長が行う。

第 8 実施期日

ほう賞の授与は、一定の期日を定めて毎年 1 回行うものとする。

第 9 委 任

この実施要綱の施行に関し必要な事項は、取扱要領で定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。